

隅田川沿川地区（蔵前橋～駒形橋エリア）まちづくり推進業務委託プロポーザルに係る質問及び回答について

No.	質問	回答
1	仕様書 4 委託内容（1）アの「隅田川全域の緑道公園全体」が示す範囲を教えてください。	白鬚橋～総武線高架付近になります。
2	隅田川緑道公園の整備に係るアンケート調査やワークショップの結果について知りたい。	【隅田川緑道公園の再整備に向けたアンケート調査】 - 令和 6 年 10 月 21 日～12 月 25 日に、隅田川緑道公園の整備に向けたアンケート調査をまちづくり方針の範囲にお住まいの区民及び事業者を対象に実施しました。 - アンケート調査では、緑道公園の利用目的・利用頻度、緑道公園は歩きたくなるような空間か、緑道公園に対してどのような印象をお持ちか、緑道公園を魅力的にするために必要な整備等についてお伺いし、合計 130 件の回答をいただきました。 - 緑道公園を利用する頻度は月数回、若しくはそれよりも少ないという人が 7 割程度いました。利用の目的は「散歩」が最も多く、次いで「通勤・通学・通園」が多いという結果になりました。 - 歩きたくなるような空間か 5 段階で評価してもらった結果、低評価の 1 を付けた人が 51 人で最も多かったです。 - 緑道公園に対してどのような印象をお持ちか「安全・快適に通行することができる」、「緑地が十分に整備されている」、「魅力的な水辺空間を形成している」の 3 つのテーマを 5 段階で評価してもらった結果、いずれも低評価の 1 を付けた人が最も多かったです。 - 緑道公園を魅力的にするために必要な整備は、「照明」、「休憩スペース」、「隅田川を眺める空間」、「植栽などの緑」が上位を占めました。 【隅田川緑道公園ワークショップ】 - 第 1 回、第 2 回ワークショップは検討の方向性を具体的に整理するため、まちづくり方針の範囲にお住まいの区民や町会等から計 24 名の方にご参加いただき、検討を重ねてまいりました。 - ワークショップの参加者からは、隅田川緑道公園の整備は「夜間も安心して通れるように照明を設置してほしい」「緑豊かな雰囲気大切にしてほしい」等のご意見をいただきました。 - 第 1 回、第 2 回ワークショップ及びアンケート調査の結果を受けて、第 3 回ワークショップでは、開発事業者から次の 7 項目について、事例写真を基にしたイメージ提案がありました。 ①デッキの整備、②舗装の整備、③計画的な植栽配置、④堤防の塗装、⑤照明の整備、⑥ベンチや遊具等の設置、⑦地域由来の掲示板の設置
3	開発建物のデッキレベルに店舗用途等が入る予定はあるのか。	デッキレベルには、広場に面するように店舗及び外部開放集会室が整備される予定です。店舗の業態については、開発事業者が検討を進めておりますが、現在のところ未定です。
4	スーパー堤防と開発敷地の間にある区道上空（図中①）は「緑道公園」の扱いになるのか。 図：「令和 7 年度予算案発表資料」より抜粋	開発敷地や緑道公園と連続的な賑わいを創出するために、区道上空を公園として管理する可能性も含めて検討する予定です。

5	緑道公園の整備はいつ頃に着工する予定か。	・ 工事の着工時期は未定です。
6	仕様書 4 委託内容（1）イの墨田区沿川地区のまちづくりに係る説明会は、緑道公園整備方針及び公開空地の利活用ルールを説明するのか。 また、説明会の構成メンバーや実施回数などの想定があれば教えてほしい。	・ 区民に対して、緑道公園の整備方針及び公開空地の利活用ルールのほか、開発建物の計画やスーパー堤防整備事業等について説明する予定です。 ・ 構成メンバーについては未定です。 ・ 実施回数は 1 回を予定しています。より多くの方にご参加いただけるように、日数等についてはご提案いただきたいと考えています。
7	仕様書 4 委託内容（2）の事業者が検討している「賑わい創出に関する考え方」は具体的にどのような内容か、既に資料等があるのか。	・ ハード整備として、敷地内にデッキ及び広場を整備すると共に、ベンチの設置や植栽の整備等を行います。また、デッキに面した店舗や地域の方も利用可能な集会室を整備します。 ・ 賑わい創出に向けたイベント等の計画のほか、将来に渡って賑わいを継続できる体制の構築に向けた支援をします。 ・ 上記について、昨年度から事業者と調整を進めており、資料の提供等を受けております。
8	仕様書 4 委託内容(2)のルール検討に際して、区における「特定街区運用基準」等のような基本となるルールはあるのか。	・ 区独自のルールはありません。
9	仕様書 4 委託内容(3)の打合せの想定頻度や回数を教えてほしい。	・ 打合せは 4 回程度、関係機関等との協議は 2 回程度を想定していますが、検討の進捗により頻度は変動すると考えます。 ・ 開発事業者及び関係機関等の協議は、全てに同席していただくことは想定しておりません。
10	企画提案書（任意様式 A 4 版）に枚数制限はあるか、ご教示ください。	・ 枚数に指定はございません。
11	実施要項「8（4）ウ 業務実績書について、契約書の写しは必要でしょうか？」	・ 必要ありません。
12	実施要項「8（4）オ 見積書及び見積内訳書」と「9 ウ業務に要する経費及びその内訳」の違いについて教えてほしい。	・ 違いはありません。「9 ウ業務に要する経費及びその内訳」については、記載がなくても審査結果に影響はありません。
13	実施要領 8（5）提出部数に「※副本は、会社名及び会社を特定する事項を全てマスキング処理すること。」とあるが、（4）エ 企画提案書に、配置する人員の個人名を記載する場合も会社名と同様に副本にはマスキング処理が必要でしょうか。	・ 必要ありません。
14	応募資格に「管理技術者」や「主担当技術者」の位置づけや其々の業務実績についての記載がないが、特に指定する必要はないか。 また、業務実績書については、担当者の実績ではなく、会社の実績としてよろしいでしょうか？	・ 役職の位置づけ等は指定しておりません。 ・ 業務実績書は会社の実績を記載してください。